

重点分野「商業登記等」に関する論点  
〈法務省〉

1. 商業登記等について

- ① 前回(令和元年6月4日)の行政手続部会の論点①(本人申請の補正率が高い(約30%)点に関する理由の分析、目標の再設定、所要の対策の検討)について、部会において依頼した通り、貴省から口頭においてご説明があった点も含めた形で、改めて文書での回答をお願いします。

行政手続部会(令和元年6月10日)での議論(議事録抜粋)

(法務省) オンラインで申請していただくときのオンライン申請システムに申請書の作成支援機能をつけたり、あるいはその時点で添付書面が足りているかどうかを自動で事前に確認できる機能をつけるなどの開発をしております。

(中略)

(委員) まず、①ですけれども、今、誘導機能のお話とか、システム改修の話をも具体的にされたのですが、回答にはないのです。口頭でちゃんと言われるのではなくて、文書できちんと出していただければありがたいと思います。この回答をちょっと補足していただければありがたいと思いますが、それは大丈夫でしょうか。

(法務省) この後に文書で出すということでしょうか。

(委員) そうです。

(法務省) それは可能でございますので、やらさせていただきます。

- ② 本人申請によるオンライン利用率が殆どゼロである現状を踏まえれば、広範なソフトウェア事業者が開発環境を提供するため、貴省が現状で行っている限定的なコミュニティサイトではなく、早急にHP上においてAPIを公表すべきである。法務省として、今後の取組について工程表をお示し願います。  
※工程表については、「登記・供託オンライン申請システムのAPI連携方式について」の下段「行政手続部会の議論を踏まえた今後の取組」のイメージをお願いします。
- ③ オンライン申請のID・パスワード方式導入について、API公開に向けた検討と併せて、検討をお願いします。
- ④ 電子公告制度について、その目的に照らせば、6時間に1回の実事確認よりも民間クラウドサービスにより、リアルタイムに検知した方が信頼性が高いのではないかと考えられる。電子公告における民間クラウドサービスの活用の検討をお願いします。

## 2. 定款認証の簡素化について

- ⑤ 日本公証人連合会の調査について、定款認証の所要時間は、公証人本人以外の事務員による作業も含まれているのか。仮に含まれているとすれば、おおよその内訳（公証人本人、事務員の内訳）をご教示願います。また、標準的な定款と、それ以外の定款について所要時間に幅があると想定されるところ、所要時間のおおよその幅についてもご教示願います。
- ⑥ 前回の行政手続部会でも指摘がありましたが、当該調査について、貴省として調査内容の適正性を確認されたものか否かについて、改めてご教示願います。また、当該調査が公表されていれば、提出をお願いします。
- ⑦ 前回の行政手続部会での指摘（①公証人の定款認証業務を効率化し、手数料の引下げにつながっていくメカニズムを組み込むべき、②公証人の総括原価について、第三者が入る形での透明な検証プロセスを導入すべき）について、貴省における検討をお願いします。

行政手続部会（令和元年6月10日）での指摘（議事録抜粋）

（委員）公証人の方が効率化して電子化されて仕事が効率化されるのはいいのですが、ポイントは事業者が払うお金が下がるかどうかだけが全てなので、バックヤードで効率化されてもそれがこの値段に反映されなければ、事業者側から見たときには何の意味もないことになるので、表面の手数料が下がるようなメカニズムが入っているかどうかとお伺いしている次第です。

（中略）

（委員）きちんと合理的に国民の前に説明できるような仕組みがないと機能していかないと思うのです。国民の信頼も得られないと思いますので、佐久間専門委員がおっしゃったように、第三者的にきちんと手数料を検討する。ユーザーも含めて民間も含めて、法務省としてはそういう組織をぜひつくっていただければありがたいと思うのですが、そういうことのお考えはないでしょうか。

（法務省）今、いただきました問題意識で、国民に説明できる手数料のあり方が非常に重要だと思います。それを実現するためにどういったことがあるのかということについて、この場で即答することはできませんけれども、そういった問題意識も踏まえて、手数料について考えていきたいと思っております。